

滋賀朝鮮初中級学校児童・生徒に係る就学援助費給付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、滋賀朝鮮初中級学校に在籍している児童及び生徒のうち、経済的理由によって就学困難な者に対し就学援助を行い、もって教育の円滑な実施に資するとともに、保護者の経費負担の軽減を図ることを目的とする。

(援助費の項目)

第2条 この要綱による就学援助費（以下「援助費」という。）の項目は、次に掲げるとおりとする。ただし、第4条第1号の援助費の給付の対象者（以下「給付対象者」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定により給付の対象となる児童又は生徒に係る教育扶助を受けている場合にあっては、第3号に掲げるものに限る。

- (1) 学用品費
- (2) 入学支度金
- (3) 修学旅行費

(給付額)

第3条 援助費の給付額は、別表に掲げる額の範囲内とする。

(給付対象者)

第4条 給付対象者は、市内に住所を有し、滋賀朝鮮初中級学校に在籍する児童又は生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要保護者

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

(2) 準要保護者

ア 要保護者に準ずる程度に困窮している者で、前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けたもの

(ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定に基づく市民税の非課税

(ウ) 地方税法第323条の規定に基づく市民税の減免

(エ) 地方税法第72条の62の規定に基づく個人の事業税の減免

(オ) 地方税法第367条の規定に基づく固定資産税の減免

(カ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定に基づく保険料の減免又は徴収の猶予

(キ) 生活福祉資金貸付制度による貸付

イ ア以外の者で、次のいずれかに該当するもの

(7) 職業安定所登録日雇労働者

(イ) aに定める収入額がbに定める額以下である世帯の保護者で、教育委員会が認めるもの

a 収入額 次の区分に応じ、それぞれ定める額

(a) 事業所得者等の場合

世帯全員について個々に前年の総収入から必要経費を控除した額（税金の申告において損失の繰越しがある場合にあつては繰越控除をしないものとし、公的年金等所得がある場合にあつては当該額から100,000円を控除した額）から社会保険料、家賃・間代（ただし、世帯構成員の数が2人以上6人以下の場合にあつては年額636,000円、7人以上の場合にあつては年額756,000円を限度とした実費とする。）を控除した後の額

(b) 給与所得者の場合

世帯全員について個々に前年の総収入額（税金の申告において損失の繰越しがある場合は、繰越控除をしない。）から社会保険料、家賃・間代（ただし、世帯構成員の数が2人以上6人以下の場合にあつては年額636,000円、7人以上の場合にあつては年額756,000円を限度とした実費とする。）を控除した後の額から、所得税法（昭和40年法律第33号）別表第五を準用したときの給与所得控除額に100,000円を加えた額を控除した後の額

b 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に従い世帯構成の状況に応じて前年の12月31日時点で算出した基準生活費の額及び教育扶助の額（基準額及び学校給食費の額の合計額）との合計額に1.2を乗じて得た額を年額に換算した額

（受給申請）

第5条 援助費の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、年度ごとに、所定の様式による申請書に教育委員会が指定した書類を添えて、当該学校長を経由して教育委員会に提出し、給付の認定（以下「給付認定」という。）を受けなければならない。

2 教育委員会は、申請書を受理したときは、遅滞なく審査を行い、その結果を速やかに当該学校長を通じて申請者に通知するものとする。

（給付期間）

第6条 援助費の給付期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める給付期間の途中から給付認定を受けた者は、給付認定を受けた日の属する月分の給付金から給付するものとする。

3 第1項に定める給付期間の途中において給付認定を取り消された者に対しては、その翌月分（当該取消の日が月の初日に当たるときは、その月分）から給付は行わない。

（認定の取消し等）

第7条 給付認定を受けた者（以下「給付認定者」という。）は、年度途中において、給付の対象となる児童又は

生徒の転学、本市の区域外への転出又は死亡等により給付を必要としなくなったときは、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

2 教育委員会は、前項の報告があったときは、その認定を取り消すものとする。

3 教育委員会は、虚偽の申請により給付を受け、又は援助費をその目的以外に使用していることが判明したときは、給付認定を取り消し、既に給付した援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(支払方法)

第8条 援助費の給付は、前期及び後期の2回に分割し、給付認定者からの請求に基づき支給するものとする。

2 援助費は、給付認定者の委任に基づき学校長が代理受領できるものとする。

(備付書類)

第9条 前条第2項の規定により学校長が援助費を代理受領したときは、就学援助費個人支給明細書及び領収書を備え付け、教育委員会の確認を受けるものとする。

(その他)

第10条 その他必要な事項は、その都度教育委員会が定める。

付 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成2年4月2日から施行し、改正後の滋賀朝鮮初中級学校児童・生徒に係る就学援助費給付要綱の規定は、平成2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年5月12日から施行し、改正後の滋賀朝鮮初中級学校児童・生徒に係る就学援助費給付要綱の規定は、平成6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成7年6月12日から施行し、改正後の滋賀朝鮮初中級学校児童・生徒に係る就学援助費給付要綱の規定は、平成7年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成8年5月30日から施行し、改正後の滋賀朝鮮初中級学校児童・生徒に係る就学援助費給付要綱の規定は、平成8年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年5月28日から施行し、改正後の滋賀朝鮮初中級学校児童・生徒に係る就学援助費給付要綱の規定は、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年5月28日から施行し、改正後の滋賀朝鮮初中級学校児童・生徒に係る就学援助費給付要綱の規定は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成11年5月24日から施行し、改正後の滋賀朝鮮初中級学校児童・生徒に係る就学援助費給付要綱の規定は、平成11年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年6月2日から施行し、改正後の滋賀朝鮮初中級学校児童・生徒に係る就学援助費給付要綱の規定は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年5月21日から施行し、改正後の滋賀朝鮮初中級学校児童・生徒に係る就学援助費給付要綱の規定は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行し、改正後の滋賀朝鮮初中級学校児童・生徒に係る就学援助費給付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行し、改正後の滋賀朝鮮初中級学校児童・生徒に係る就学援助費給付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、改正後の滋賀朝鮮初中級学校児童・生徒に係る就学援助費給付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

援助費給付額

（単位：円）

＜ 初 級 ＞

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学用品費	第1学年 (13,230)	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,130
		(6,600)						(6,630)					
	その他の学年 (15,500)	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,290	1,310
		(7,740)						(7,760)					

＜ 中 級 ＞

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学用品費	第1学年 (25,040)	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,160
		(12,480)						(12,560)					
	その他の学年 (27,310)	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,270	2,340
		(13,620)						(13,690)					

入学支度金	初級1年 57,060円 中級1年 63,000円 (年度当初に認定された者)
-------	---

修学旅行費	所要経費の額とする。 ただし、次に掲げる額を上限とする。 初級6年 22,690円 中級3年 60,910円
-------	---